

## 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

横浜市立横浜商業高等学校別科の授業料の徴収方法及び納期限の変更に伴い、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和 26 年 12 月横浜市教育委員会規則第 10 号）の一部を改正しました。

### 1 改正の概要

横浜市立横浜商業高等学校別科の授業料の徴収方法と納期限を他の市立高等学校と同じく、年額に 4 分の 1 を乗じて得た額を 9 月及び 11 月並びに翌年 1 月及び 3 月の 10 日までに徴収するとします。

### 2 意見公募手続

本件規則の一部改正は、条例の施行に必要な事項である授業料の徴収方法及び納期限について改正を行ったものであり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 2 号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

### 3 公布日

令和 2 年 3 月 25 日

### 4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日